

1. 基本情報（令和5年5月1日現在）

人口	82,090人（推計）	保護率	1.06%
----	-------------	-----	-------

2. 支援状況（令和4年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	37.1/月
プラン作成件数（人口10万人当たり）	10.8/月
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	7.8/月
就労・増収率（%）	46%

任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））

支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	福祉事務所長、社会福祉課長、自立相談主任相談支援員・就労支援員（必要に応じて、学習支援員、就労準備支援事業所支援員）
会議の内容	<p>★支援調整会議：自立支援プランの策定等にあたり、</p> <ol style="list-style-type: none">①自立支援プランの適切性の協議②支援提供者による自立支援プランの共有③自立支援プランの終結等の評価④社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討について、支援調整会議を開催し検討、協議する。 <p>・新規支援ケース、関係者間で気になる事例の情報を共有</p> <p>・支援終結の可否の検討（繋ぎ先の確認等）</p> <p>・アウトリーチにつなげることを目的として開催</p> <p>・家賃や公共料金の滞納や送電停止の見込みの方の情報を共有</p> <p>★庁内ネットワーク会議： 制度周知、税や料の滞納者支援への生活支援男女共同参画、高齢や障がい、子育て支援担当等17部署が参画。他、自殺対策ネットワーク会議、就労支援ネットワーク会議との連動。</p>
開催方法等	支援調整会議：定例1回/月、1時間程度、庁舎内、庁内ネットワーク会議：年1回程度開催
その他特記事項	・就労準備支援事業や家計改善支援事業は毎月、学習支援事業は必要に応じて委託先との連携会議の開催し、支援状況の共有を図っている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

生活困窮者ネットワーク会議の設置については、庁内にある公営住宅、税と料、教育、福祉等の担当部署が市民との関わりから生活困窮が疑われる世帯がある場合に、世帯を福祉なんでも相談室に繋いでもらうように制度の周知啓発に努め、本人の同意を得られないことから自立相談支援機関における支援につながらない事例を防ぐ目的、福祉なんでも相談室の支援状況の共有を行うために設置。

他の会議との役割の整理

H23年、市独自で福祉の総合相談窓口福祉なんでも相談室を設置。福祉制度の案内から徐々に求職者支援のニーズが高まり、H25年、国モデルで生活困窮者自立相談機能機能を追加。就労支援を重視するため就労支援ネットワーク会議を設置しハローワークと京都ジョブパーク、ポリテクセンターとの連携体制を構築。H27年生活困窮者自立支援制度が始まり、個別支援に対する支援調整会議と生活困窮者ネットワーク会議を設置。

設置に向けて

関係部署への参加の依頼

・庁内の関係部署（生活保護、就労、税・保険、住宅等）に対し、会議の構成員となってもらうため、会議の趣旨等について説明。

・具体的な事例や関係部署から自立相談支援機関に繋がった事例などにより理解を得るよう努めた。税や料金の滞納者が納付できるよう就労支援することで了解を得た。

設置要綱の策定

・国の示すガイドラインのひな形や、事業の実施方法については、「自立相談支援事業の手引き」及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」に基づき実施する。

平成28年4月 事業開始

会議開催

★H23年以降、福祉相談において、生活困窮による就労支援ニーズが高まり、先行してH26年に就労支援ネットワーク会議を設置し、ハローワークや京都府との支援連携体制を構築、H27年個別支援を扱う支援調整会議、困窮者施策を扱う生活困窮者ネットワーク会議を実施。加えて、就労支援ネットワーク会議を連動させ、各機関の役割を分散させることで支援への理解がすすみ効果的であった。